日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2016. 1. 18
No.16-002

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

ILO 第三次勧告（フローアップ）を読み解く（原告団）
「日本航空は、解雇事件が解決するまで ILO 監視下に」

ILO 勧告の原告団解説主要点

1. ILO として解決に向けて強い意思の表明
2. 『意義ある対話』を強調、拒否すれば労働委員会に申し立て可能
3. 『早期解決』、政府答弁及び不当労働行為高裁判決につて政府見解を要請
4. 「優先的再雇用権」が ILO の基本
5. ILO は不当労働行為裁判の判決に注目している
6. 意義ある対話の必要性
7. 「追加情報」とジュネーブでの論議
8. 「意義ある交渉」に向けていまこそ経営は決断の時

詳細はリンク参照：原告団「ILO 第三次勧告を読み解く」

整理解雇者の職場復帰を

職場の高稼働状況は明白であり、事業規模の維持・拡大も危ぶまれています。現場の労働者・熟練者が不足しているのなら、「解雇通知書：止むを得ず」整理解雇した運航乗務員・客室乗務員を職場に戻すのは当然のことです。

2010 年 12 月 31 日には、会社更生法上の削減数に達していた事実に対し、現在も経営は反論できていません。更に、解雇を強行する為に、話し合い解決を求める労働組合に対して不当労働行為を行った事に関して、東京都労働委員会・東京地裁・

東京高裁と日本航空経営は断罪されています(注)。
　安全で健全な航空運送事業を確立する為にも一刻も早い被解雇者の職場復帰の交渉が必要な状況となっていると言えるでしょう。

　注：東京高裁判決は（要旨）「労働組合の求めに妥協を図ることなく、労働組合の運営に介入してはならない。争議権は、会社との対等性を確保するための労働組合の根幹的な権利の一つ」と指摘し、明確な法違反と日本航空経営を断罪しています。

職場の高稼働是正　　絶対安全確立に向けて
16 年春闘が期待されます

皆さん　2016 年度も　カンパ支援　取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：3 月 23 日(水)
マタハラ裁判　第四回口頭弁論
527 号法廷　10:00～
報告集会予定あり

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。